

## 横断歩道橋の桁面への通称名標示イメージ

例1) 30cm角の文字を用いて最大標示面積3.5㎡まで標示した例。



例2) 文字の横幅を狭くして、さらに文字数を多く確保した例。



例3) 横長デザインの企業ロゴを含む例。(30cm角の文字に上下5cmのシール余白を考慮)



例4) 商品名を通称名とする例。(30cm角の文字に上下10cmのシール余白を考慮)



※ 道路標識や桁面のリベット、歩道橋がアーチ状で中央部が狭くなっている等の理由で通称名を分割標示した例。

例5) 縦長デザインの企業イメージキャラクターロゴを含む例。(ロゴマークの大きさは短辺30cm以内とする)



例6) 商標登録されたロゴマーク内の字体は丸ゴシック体に変更しなくてよい。ただし、通称名は「〇〇だんご豊成歩道橋」となる。

